

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
大恵建設（株）	茨城県東茨城郡茨城町小鶴 1496	2-011221

注）建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可，「2-」は茨城県知事許可，「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成22年4月6日 ～ 平成22年5月5日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

大恵建設(株)は、町発注の農業集落排水整備事業管路施設工事（茨城町城之内地内）において、平成22年2月22日に道路使用許可時間外にわたり舗装復旧工事を実施した。

この施工に伴う交通規制による停車車両最後尾で玉突き事故が発生した。

5 指名停止理由

道路使用許可時間外に舗装復旧工事を行ったことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年茨城町要領第1号）別表第2第11号アに該当する。

〈茨城町建設工事等指名停止等措置要領別表第2第11号ア〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為)	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
イ (略)	
ウ (略)	

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)